告示

○総務省告示第四百四十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第七条第二項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第六百四十号（放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日　　総務大臣　新藤　義孝

2中「超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局」の次に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下2において同じ。）」を加える。

○総務省告示第四百四十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月十日　　総務大臣　新藤　義孝

第1の1⑴ウを次のように改める。

ウ　移動受信用地上基幹放送の普及

民間基幹放送事業者が行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送については、次のとおりとする。

㋐　全国各地域においてあまねく受信できること。

㋑　受信設備の普及に配慮すること。

㋒　自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、影像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

第1の3中「地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送」を「基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）」に、「地上基幹放送」を「基幹放送」に改める。

第3の1⑴に次のように加える。

ヰ　「東北広域圏」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた区域をいう。

オ　「関東・甲信越広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の各区域を併せた区域をいう。

カ　「東海・北陸広域圏」とは、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。

キ　「中国・四国広域圏」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各区域を併せた区域をいう。

ク　「九州・沖縄広域圏」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた区域をいう。

第3の1⑵中「、3及び4」を削る。

第3の2⑷を次のように改める。

⑷　移動受信用地上基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第4章第1節に定める放送を行うもの）

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	広域放送	近畿広域圏、東北広域圏、関東・甲信越広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏、九州・沖縄広域圏	放送対象地域ごとに3～5程度（注）
		県域放送	北海道	3～5程度（注）

（注）　次の㋐又は㋑の場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

㋐　二の3セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第11条第1項に規定する3セグメント形式のOFDMフレームをいう。）を利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行い、三の1セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームをいう。）を利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行う場合

㋑　三の3セグメント形式のOFDMフレームを利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行う場合

第3の2⑷の次に次のように加える。

⑸　移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うもの）

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全国	1程度（注1）
	テレビジョン放送	全国	7～20程度（注2）

（注1）　一の13セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームをいう。）を利用して1系統のマルチメディア放送を行う場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

（注2）　1、2又は3のセグメントを利用して1系統のテレビジョン放送を行う場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

○総務省告示第四百四十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定により基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月十日　　総務大臣　新藤　義孝